

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成19～28年度）

		年度									
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		687 (14)	703 (16)	713 (10)	730 (17)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)
Aランク	未満率 (%)	0.7	0.6	1.1	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2
	影響率 (%)	1.8	1.9	3.1	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5
Bランク	未満率 (%)	1.2	1.3	1.4	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6
	影響率 (%)	1.9	2.8	1.9	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6
Cランク	未満率 (%)	1.3	1.6	2.3	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0
	影響率 (%)	2.6	3.2	3.1	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6
Dランク	未満率 (%)	1.4	1.8	2.0	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5
	影響率 (%)	3.1	3.7	2.4	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1
計	未満率 (%)	1.1	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7
	影響率 (%)	2.2	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.0

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成19年度～平成28年度）

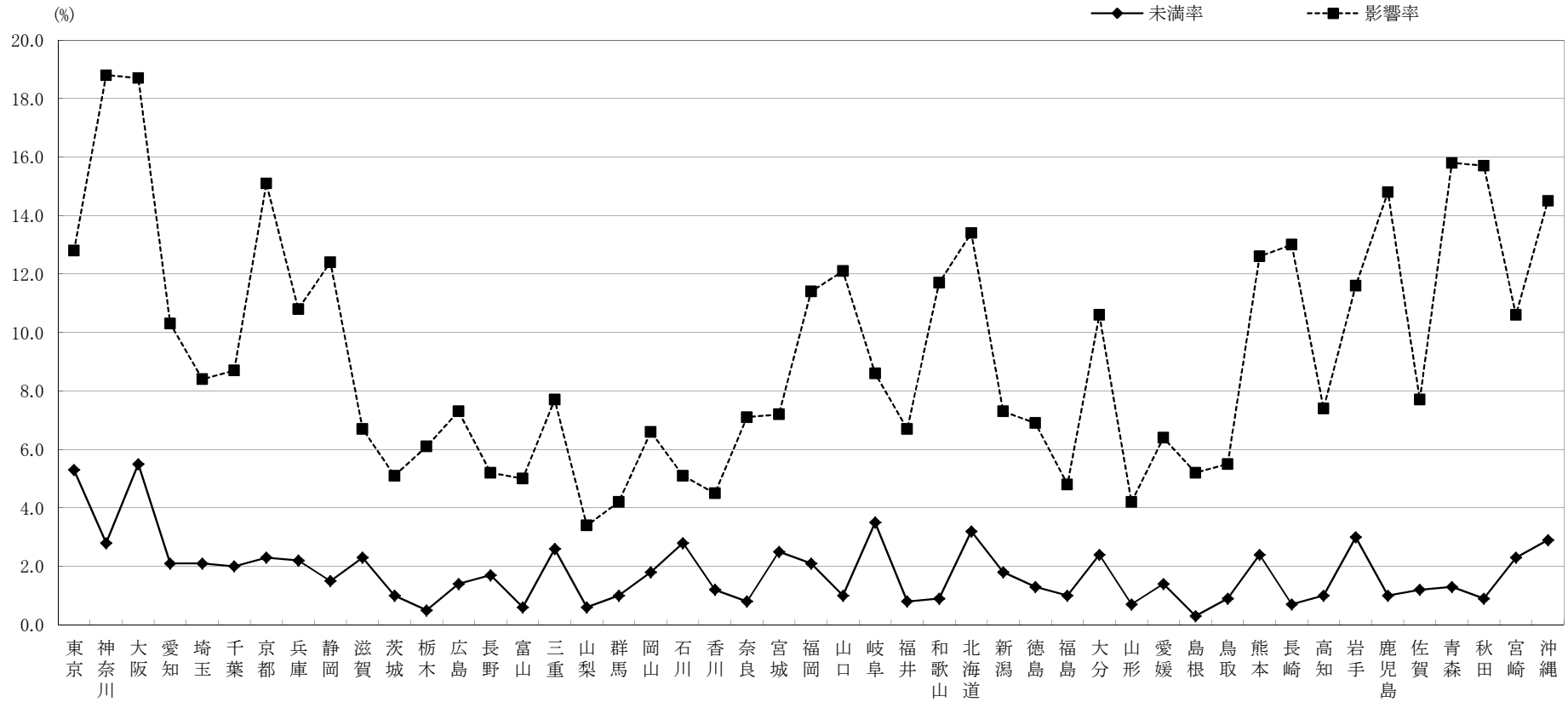
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(平成28年度)

未満率(全国平均) 2.7%

影響率(全国平均) 11.0%



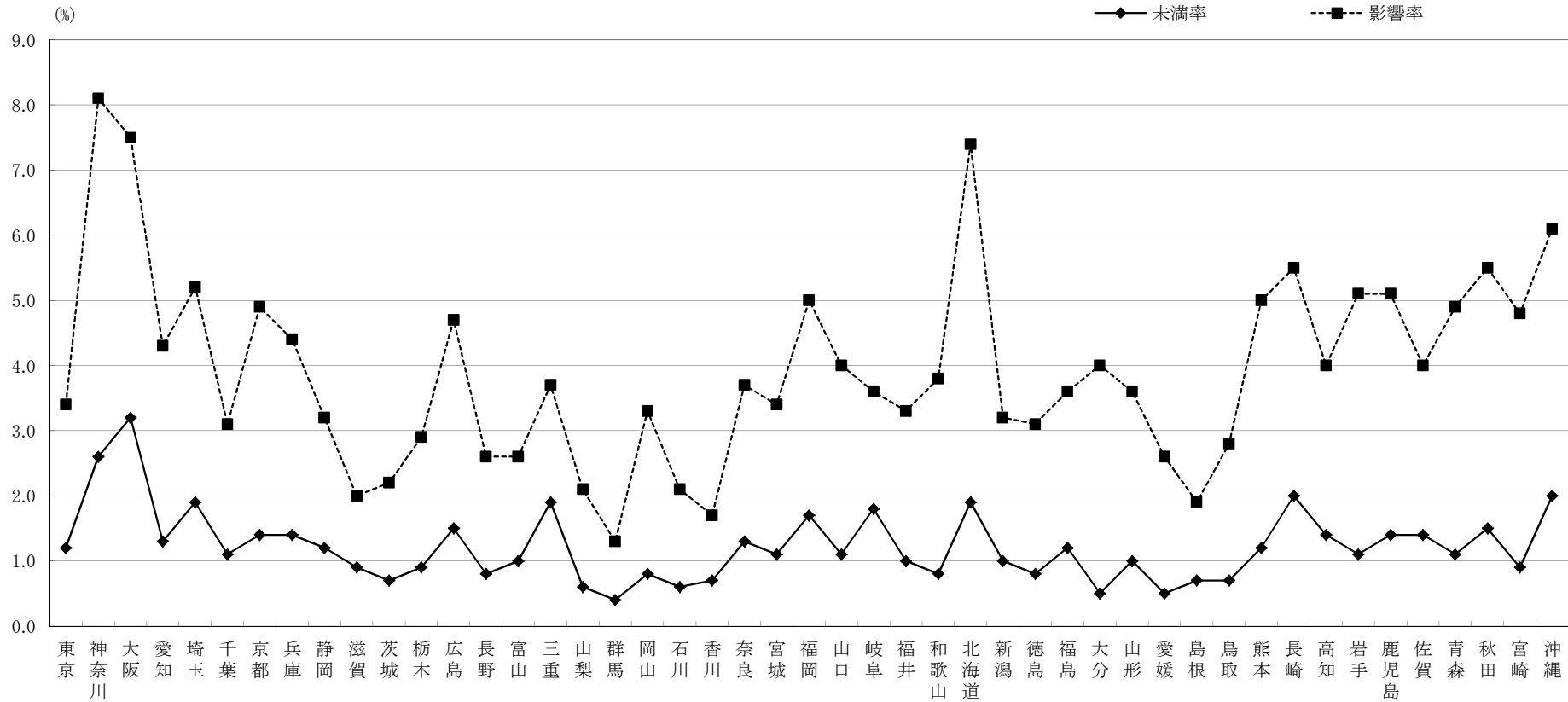
	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道	新 潟	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知	岩 手	鹿 児 島	佐 賀	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	全 国 平 均
未満率	5.3	2.8	5.5	2.1	2.1	2.0	2.3	2.2	1.5	2.3	1.0	0.5	1.4	1.7	0.6	2.6	0.6	1.0	1.8	2.8	1.2	0.8	2.5	2.1	1.0	3.5	0.8	0.9	3.2	1.8	1.3	1.0	2.4	0.7	1.4	0.3	0.9	2.4	0.7	1.0	3.0	1.0	1.2	1.3	0.9	2.3	2.9	2.7
影響率	12.8	18.8	18.7	10.3	8.4	8.7	15.1	10.8	12.4	6.7	5.1	6.1	7.3	5.2	5.0	7.7	3.4	4.2	6.6	5.1	4.5	7.1	7.2	11.4	12.1	8.6	6.7	11.7	13.4	7.3	6.9	4.8	10.6	4.2	6.4	5.2	5.5	12.6	13.0	7.4	11.6	14.8	7.7	15.8	15.7	10.6	14.5	11.0

資料出所 厚生労働省「平成28年最低賃金に関する基礎調査」
 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(平成28年度)

未満率(全国平均) 1.5%

影響率(全国平均) 4.5%



	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	1.2	2.6	3.2	1.3	1.9	1.1	1.4	1.4	1.2	0.9	0.7	0.9	1.5	0.8	1.0	1.9	0.6	0.4	0.8	0.6	0.7	1.3	1.1	1.7	1.1	1.8	1.0	0.8	1.9	1.0	0.8	1.2	0.5	1.0	0.5	0.7	0.7	1.2	2.0	1.4	1.1	1.4	1.4	1.1	1.5	0.9	2.0	1.5
影響率	3.4	8.1	7.5	4.3	5.2	3.1	4.9	4.4	3.2	2.0	2.2	2.9	4.7	2.6	2.6	3.7	2.1	1.3	3.3	2.1	1.7	3.7	3.4	5.0	4.0	3.6	3.3	3.8	7.4	3.2	3.1	3.6	4.0	3.6	2.6	1.9	2.8	5.0	5.5	4.0	5.1	5.1	4.0	4.9	5.5	4.8	6.1	4.5

資料出所 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。